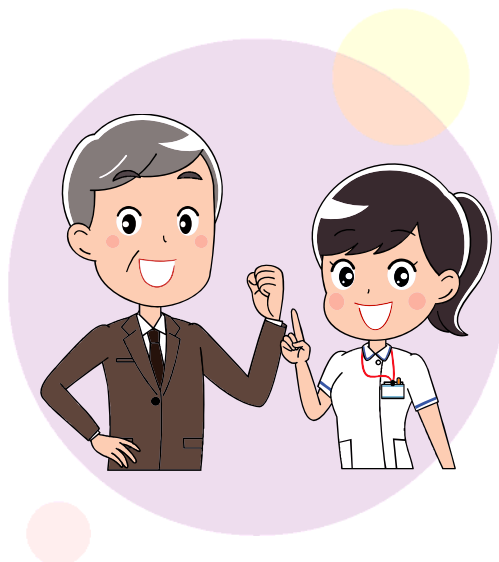


だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり【医療・保健・福祉】

1-1 地域医療の推進 ●●●●●

基本方針

住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく健やかな生活が営めるよう、医療関係者と行政の連携による地域医療を推進します。



現 状

- 市内には一般病院1箇所、精神科病院1箇所、医院（開業医診療所）17箇所が開設していますが、小児科、産科などの専門医院がなく、地理的に近い大垣市、羽島市、及び三重県、愛知県の医療機関を利用しています。
- 救急医療体制は、海津市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、海津市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されています。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療についても、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組まれています。

課 題

- 脳血管疾患、心疾患などの急性期に対応できる医療（病院）体制は十分とはいえず、これらのニーズが高い専門外来の医療体制を、医師会と連携し整えていく必要があります。

■救急医療体制利用実績

単位：人

	休日在宅 当番医制	夜間指定当番医制		第二次救急病院群輪番制	
			うち海津市民		うち 海津市医師会病院
平成 28（2016）年度	719	1,256	1,137	2,020	51
平成 29（2017）年度	900	1,251	1,134	2,022	38
平成 30（2018）年度	972	1,395	1,258	2,173	43
令和元（2019）年度	909	1,303	1,173	2,287	43
令和 2（2020）年度	382	788	719	1,388	24

資料：健康課

施策の方向

1. 地域医療体制の整備

- 海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により、専門化する医療ニーズに対応する医療体制の整備を目指します。
- 高度かつ専門的な医療、検診体制の確保のため、海津市医師会病院の充実に努めるとともに、専門外来の充実に向け、要請ならびに支援に努めます。
- 市外の高度かつ専門医療機関と市内診療所などの病診連携を推進し、一次医療（診療所）、二次医療（病院）、三次医療（高次医療）を適切に受診できる地域医療体制づくりを目指します。

2. 救急医療体制の充実

- 急病時にも安心して受診できるよう時間外診療の充実に努めます。
- 休日の海津市医師会による当番医制、夜間の海津市医師会病院を中心とした夜間指定当番医制の充実に努めます。また、西濃圏域における二次救急病院群輪番制、精神科当番制の継続に努めます。
- 市民に対して、当番医や広域的な救急搬送に関する『ぎふ救急ネット』の周知など、救急医療の情報提供の充実に努めます。
- 災害発生など緊急時の医療体制の充実に努めます。

3. 「かかりつけ医」の推進

- 海津市医師会・海津歯科医師会と協力して、切れ目のない医療体制を整備します。
- 健診や病気の際に安心して受診できる「かかりつけ医」をもつ重要性を周知し、かつ、強く推奨していきます。
- コンビニ受診※、重複受診などを控え、適正受診の啓発を行います。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
休日・夜間の救急診療実施日数	438 日	438 日
かかりつけ医の周知・啓発実施回数	1 回	2 回

※ コンビニ受診：一般的に外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動（受診）。

1-2 健康づくりの推進 ●●●●●

基本方針

市民一人ひとりが自ら生活習慣の改善を考え、日常から健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報提供や保健サービスの充実を推進します。



現 状

- 令和元（2019）年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、老衰、脳血管疾患の順となっており、4人に1人ががんにより亡くなっています。また、生活習慣病関連の疾患が占める割合は48.6%となっています。
- 特定健診の受診率は年々上昇しており、その他健（検）診は横ばい状態もしくは減少傾向にあります。また、がん検診においては、国が掲げる目標値の受診率50%には至っていませんが、肺がん検診については、西濃保健所管内受診率を上回っています。
- 複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係の中で、うつ病をはじめとするこころの病が増加しています。
- 平成28（2016）年～令和2（2020）年の自殺者数は毎年4～10人で推移し、若年層（思春期・青年期）については、毎年1～2人の自殺者があり、高止まりの状態が続いています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、孤独・孤立化により、うつ症状などから自殺者の増加が危惧されます。

課 題

- 健やかで心豊かな生活を送るために、生活習慣の見直しや、一人ひとりが健康の維持や病気（疾患）予防に取り組むことが必要です。また、生活習慣病やがんは、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。
- 自殺者数などの推移については、自殺対策の中長期的な取組みとともに、経年的に推移を見る必要があります。
- 自殺対策の推進には、地域で市民自らが気がかりな人に気づき、声をかけ、話を聴いて、専門機関などにつなぐことができるゲートキーパー（いのちの門番）の養成が必要です。ゲートキーパーがボランティアとして地域で活躍できる地域づくりも求められます。
- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいをもち、安心して暮らすことができるようにするために、健康づくりに取り組みやすい環境を築くことや、かかりつけ医を持つことなど、地域で健康を守るための環境を整備することが必要です。
- 社会的な課題として、生きづらさを抱えたひきこもりの相談件数も増えており、支援にあたっては多様性が求められ、多職種連携が必要とされています。



■原因別死亡者数及び人口 10 万人当たりの県との比較

単位：人

		総数		第 1 位			第 2 位		
		実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率
平成 28 年 (2016)	海津市	464	1,341.4	悪性新生物	131	378.7	心疾患	101	292.0
	岐阜県	22,471	1,110.9	悪性新生物	6,049	299.0	心疾患	3,477	171.9
平成 29 年 (2017)	海津市	414	1,205.2	悪性新生物	119	346.4	心疾患	71	206.7
	岐阜県	22,964	1,138.4	悪性新生物	6,117	303.2	心疾患	3,520	174.5
平成 30 年 (2018)	海津市	444	1,326.9	悪性新生物	129	385.5	心疾患	66	197.2
	岐阜県	23,062	1,153.4	悪性新生物	6,132	306.7	心疾患	3,511	175.6
令和元年 (2019)	海津市	432	1,306.4	悪性新生物	102	308.5	心疾患	83	251.0
	岐阜県	23,417	1,177.4	悪性新生物	6,171	310.3	心疾患	3,475	174.7

		第 3 位			第 4 位			第 5 位		
		死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率
平成 28 年 (2016)	海津市	脳血管疾患	39	112.7	肺炎	37	107.0	不慮の事故	19	54.9
	岐阜県	肺炎	1,938	95.8	老衰	1,911	94.5	脳血管疾患	1,892	93.5
平成 29 年 (2017)	海津市	肺炎	34	99.0	脳血管疾患	30	87.3	不慮の事故	21	61.1
	岐阜県	老衰	2,014	99.8	脳血管疾患	1,906	94.5	肺炎	1,591	78.9
平成 30 年 (2018)	海津市	肺炎	40	119.5	脳血管疾患	31	92.6	老衰	23	68.7
	岐阜県	老衰	2,057	102.9	脳血管疾患	1,780	89.0	肺炎	1,504	75.2
令和元年 (2019)	海津市	肺炎	40	121.0	老衰	25	75.6	脳血管疾患	24	72.6
	岐阜県	老衰	2,414	121.4	脳血管疾患	1,751	88.0	肺炎	1,556	78.2

資料：西濃地域の公衆衛生

■主な検診・健診の受診率

単位：％

	がん検診					生活習慣病 健診	特定健診
	胃	大腸	乳	子宮	肺		
平成 28 年度 (2016)	5.4	18.3	22.2	18.8	1.3	9.3	32.5
平成 29 年度 (2017)	6.2	19.5	25.5	19.1	26.0	11.6	34.1
平成 30 年度 (2018)	5.8	19.1	25.1	17.6	25.7	9.7	35.0
令和元年度 (2019)	5.1	18.2	24.3	16.7	25.3	10.3	37.4
令和 2 年度 (2020)	4.2	15.8	21.1	15.4	20.2	8.2	37.6

資料：健康課（がん検診・生活習慣病健診）・保険医療課（特定健診）

施策の方向

1. 主体的な健康づくりの推進

- 市民一人ひとりが、自発的に健康づくりに取り組むことが最も重要です。
- 健（検）診受診を積極的に勧奨します。
- 受診後の特定保健指導などにおいて個々の生活に合った的確な指導を行います。
- 広く市民に対して、生活習慣病予防として、食生活の改善や適度な運動の動機づけを行うとともに喫煙及び飲酒の節制を呼びかけます。
- 生活習慣を見直すことや自らの健康の維持・増進に対して関心が高まるような普及啓発活動に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、高齢者の健康づくりを推進する体制の構築を目指します。

2. 健（検）診事業の推進

- 病気の早期発見、早期治療に向けて、特定健診や各種検診（がん検診、結核検診、歯科健診など）が受けやすい体制づくり（例えば、夜間・休日の受診日、検診会場を設けるなど）を行い、事業の充実を図ります。
- 人間ドックへの費用助成や予防接種を実施し、疾病予防対策の推進を図ります。
- がん検診の重要性について、市報や出前講座で周知するとともに、未受診者対策としてコール・リコール※¹、SNSを活用し、若年層への受診を勧めます。
- 市民自らが健（検）診事業を継続的に受診し、健康に配慮しつつ、健康で活力ある生活を送ることができるよう支援・指導の充実強化に努めます。

3. 母子保健サービスの充実

- 助産師・保健師などによる家庭訪問をはじめ、健診や教室、相談事業を実施し、安心して育児ができるようにサポートを行います。
- 子育て世代包括支援センター※²を中心に各分野の担当と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行います。

4. 自殺対策の推進

- ゲートキーパーとの協働により、自殺予防対策事業を行います。また、生きづらさを抱えたひきこもりの人への支援も併せて実施し、支援にあたってはアウトリーチ（訪問支援）を基本とし、多職種連携で支援します。

※1 コール・リコール：がん検診等の手紙や電話による個別受診勧奨・再勧奨。

※2 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とする。保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。



5. サービス提供体制の充実

- 個別予防接種、乳幼児健診・教室などの保健サービスを実施します。
- 市民の健康寿命の延伸を目指し、市民の適切な健康管理ならびに健康づくりを支援します。
- 海津市医師会・海津市医師会病院と連携し、新型コロナワクチン接種など新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策に努めます。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
特定健診受診率	37.6%	60.0%
特定保健指導実施率	21.8%	60.0%
肺がん検診受診率	20.2%	26.0%
胃がん検診受診率	4.2%	9.0%
大腸がん検診受診率	15.8%	25.0%
乳幼児健診受診率	97.4%	98.0%
ゲートキーパー養成者数	214 人	284 人
健康教育への延参加者数	711 人※	780 人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、令和元（2019）年度の現状値を掲載

1-3 子育て支援の充実 ●●●●●

重点施策 1

基本方針

子育て世代が安心して子どもを生み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長が保障されるような環境の整備を推進します。



現 状

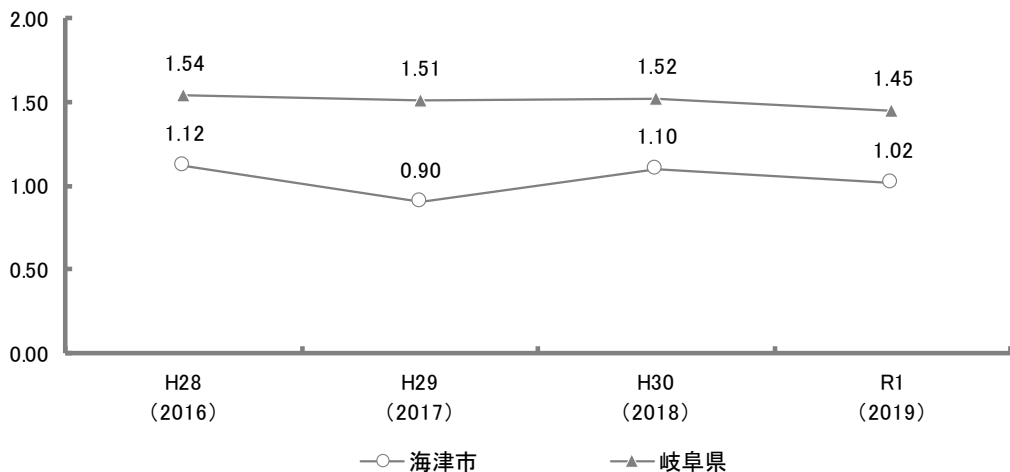
- 令和元（2019）年の合計特殊出生率は1.02で、岐阜県の1.45を下回っています。
- 12箇所の認定こども園において、就学前教育・保育が提供されています。また、入園児数は、減少傾向にあり、待機児童の心配はない状況です。
- 教育・保育施設では、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などのサービスが提供されています。
- 就学後の支援としては、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）を、全小学校区で実施し、児童の健全な育成を図っています。
- 社会・経済情勢の不安定さや家庭教育機能の低下もあり、本市においても、育児不安などに関する相談件数は増加傾向にあります。
- 乳幼児等医療費助成事業では、出生から義務教育終了までの入院・通院の医療費の助成により、経済的負担の軽減を図っています。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。
- 虐待をうけた児童などに対する援護体制の強化を固めるため、西濃子ども相談センターや警察署などと連携を図り、児童虐待などへの対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の運営を行っています。



課 題

- 共働き世帯に占める子どものいる世帯の割合は増加傾向にあり、子育てに関する総合的な支援が求められています。
- 今後、少子化の一層の進行が予想される中で、教育・保育施設の適正な配置とサービスの維持が必要です。
- 保護者の就労形態の多様化や疾病などによる育児困難に対応する子育て短期支援事業などのサービスの提供が求められています。
- 子育て家庭が孤立しないよう、地域で子育てに関する情報交換や仲間づくりなどができる子育て支援センターの利用促進、地域における子育て支援機能の充実として、ファミリー・サポート・センター※事業を検討する必要があります。
- 夏休みなどの長期休暇期間は、留守家庭児童教室の利用児童が一時的に増加するため支援員の確保が必要です。
- 保護者の悩みの軽減を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応が重要であり、地域での子どもへの日常的な声かけをはじめとする見守りネットワークの充実が必要です。
- 子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護者に対して切れ目のない支援を提供し、子育て支援施策と母子施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげる子ども家庭総合支援拠点の整備が必要です。

■ 合計特殊出生率



資料：西濃地域の公衆衛生

※ ファミリー・サポート・センター：地域で、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互に育児を助け合う会員組織。

施策の方向

1. 多様な子育て支援サービスの充実

- 教育・保育施設における延長保育などのサービスの充実を図ります。
- 児童養護施設での短期預かりなどの、複雑化するニーズに対応するサービスの多様化を推進します。
- 小学校との連携や教育・保育の質の向上に取り組みます。
- 共働き家庭などの児童に対し、放課後や休日などの遊びや学習機会を提供する子ども教室、生活の場を提供する留守家庭児童教室の充実を図ります。
- 多様な子育て支援サービスの利用を促進するため、ホームページやSNSなどによる情報提供を実施します。

2. 地域の子育て力の向上

- 子育て支援センターの育児サークルや相談などへの支援により、地域における子育て支援体制の強化に努めます。
- 地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業の実施について検討し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。
- 身近な公園や既存施設の空きスペースを活用し、子どもが安全に遊べる、地域における子どもの居場所づくりに努めます。

3. 子育て家庭の負担軽減

- 教育・保育施設や子育て支援センターを中心に、子育て相談の充実や、子育て情報の提供に努め、育児に関する不安の解消を図ります。
- 子育て支援事業の情報提供や相談業務を実施し、助産師や保健師と連携を図りながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。
- 医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を行います。
- 児童虐待を防止するため、保護者の悩みの軽減を図り、早期発見と適切な保護及び支援ができる体制を充実します。
- 児童虐待への対応にあたっては、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先に、警察及び西濃子ども相談センターと連携し、対応を図っていきます。

4. 少子化への対応

- 若者や子育て世代に対し、出会いや結婚、妊娠、出産、育児への支援を進め、定住化を促進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
地域子育て支援拠点延べ利用者数	13,344 人	15,000 人
留守家庭児童教室利用者数	395 人	375 人
待機児童数	0 人	0 人

1-4 障がい者（児）福祉の充実 ●●●●●

基本方針

障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の情報提供と支援体制の強化を図るとともに、自立した生活を支援します。



現 状

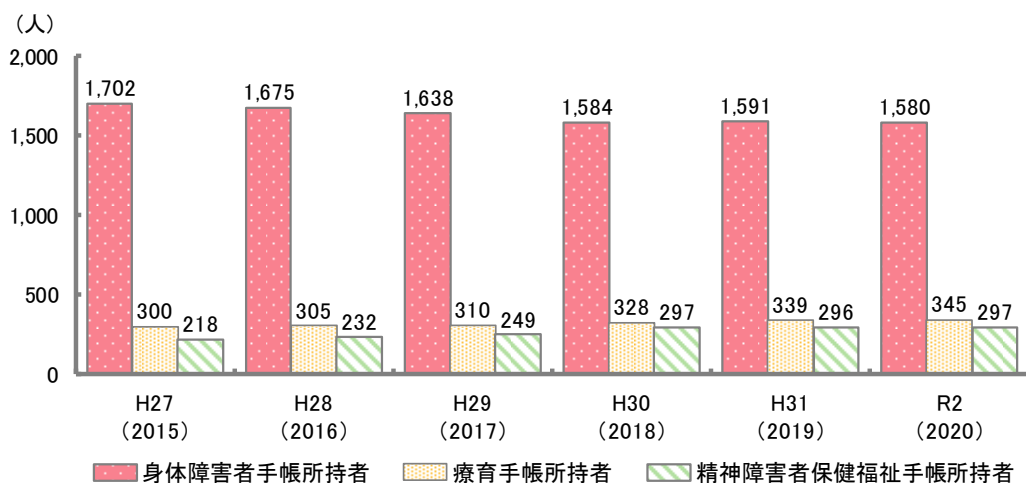
- 令和3(2021)年3月に「第6期海津市障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を、平成29(2017)年3月には「第3期海津市障がい者計画」を策定し、「協働による安心して暮らせるまち」を目標に掲げ、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指してきました。
- 「障害者総合支援法」制定後も、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などが施行されたほか、「障害者雇用促進法」の改正による法定雇用率の拡大により、障がい者の一般就労に向けた取り組みが進むことや、障害者文化芸術推進法の施行による創造・鑑賞・発表機会の拡大など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 身体障がいの手帳所持者数は減少傾向であるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者数は年々増加傾向にあります。また、日常生活の中で行動・認知面、集団行動などで課題を抱えている人も増加しています。
- 基幹相談支援センター※を設置し、障がいのある人やその家族のために、専門的な相談支援を提供しています。

課 題

- 障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、相談窓口などの支援体制を整え、相談支援事業所や障がい者支援施設などと連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 障がいのある人が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス、グループホームなどの居住系サービスなどの障害福祉サービスを継続して提供する必要があります。
- 意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの地域生活支援事業を継続して行う必要があります。
- 障がいのある人の就労機会の充実と、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を、より一層整備することが必要です。
- 発達障がいなどの早期発見と適切な療育が大切であり、保健・福祉・教育などの関係機関が密接に連携し、適切な支援が行えるような体制の構築、連携強化が必要です。

※ 基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点として総合的な業務を行う機関。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

施策の方向

1. 自立支援の充実

- 障がいのある人が、きめ細かな支援などにより、住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人とその家族が必要とする障害福祉サービスの充実と専門職員の確保を含めた提供体制の強化を図ります。
- 障がいのある人の自立を促進するため、企業や就労支援事業所などと連携し、障がい者雇用に関する継続的な啓発や働きかけを行います。
- 障がいのある人の自立を促進するため、一人ひとりの能力や適性に応じた就労・雇用支援を推進します。

2. 地域生活支援の充実

- 意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの提供や、地域生活支援拠点の利用促進により、障がいのある人の地域での日常生活や社会生活を支援します。
- 基幹相談支援センターの運営充実により、障がいのある人やその家族の専門的な相談支援の機能強化に努めます。
- 障がいのある人が幅広く社会参加できるよう、スポーツ・レクリエーションの普及や芸術・文化活動の振興を支援します。
- 障がいのある人を対象に医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。

3. 障がい者（児）への理解の促進と差別の解消

- 各障がい者団体や障がい者支援施設などとの連携により、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、差別の解消やインクルーシブ※に対する理解、合理的配慮に取り組みます。
- 広報活動や福祉教育の充実を図り、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

※ インクルーシブ：人間の多様性の尊重などを強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。



4. 発達障がい者（児）支援の推進

- 発達支援センターを中心に、認定こども園・小中学校などとの連携による発達障がいなどの早期発見と発達に応じた適切な療育のさらなる推進を行い、乳幼児期から成人期までのライフステージに合わせた一貫性のある切れ目のない支援を行います。
- 支援を要する子どもに関わる人が発達障がいの特性を正しく理解し、ともに学ぶ環境を整備します。
- 支援を要する人が必要な支援を受けることができるよう研修会などの充実を図ります。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
基幹相談支援センター相談件数	—	300 件
発達支援センター相談児数（相談件数）	525 人 (2,362 件)	550 人 (2,500 件)
障がい児通所支援延べ利用者数	1,694 人	2,000 人

1-5 高齢者福祉の推進 ●●●●●

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域でのケア体制の充実や高齢者の生きがいづくり、社会参加を推進します。



現 状

- 本市の65歳以上の高齢者人口は、令和3（2021）年4月1日現在11,402人、高齢化率は34.2%で増加傾向にあり、これに伴い要介護認定者数も年々増加しています。
- 要介護者を支える40歳から64歳の人口は減少しており、要介護者1人を平成20（2008）年度では約10人で支えていたものが、令和2（2020）年度には約8人で支えている状況になっており、いずれ介護サービスの需要に対応しきれなくなることが懸念されます。
- 本市では、特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」、介護老人保健施設「サンリバーはつらつ」を運営しており、現在、「サンリバー松風苑」は入所待機者が多い状態にあります。

課 題

- 介護予防を重視した健康づくり、高齢者の社会活動の充実や就業の場の確保など、高齢者の豊富な人生経験や知識技能を活かした社会参加の機会の提供や活躍できる環境の整備を進め、介護を必要としない環境づくりが求められています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護サービスなどの充実が求められています。
- 今後の高齢化の進展に伴い、認知症の比率も高まることが予測され、認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策が必要です。
- 高齢者福祉の充実には、地域包括支援センターや医療機関、社会福祉協議会などとの連携とともに、地域での多様な助け合い活動の創出、ボランティアのネットワーク化などの推進により、高齢者を地域ぐるみで支えていく環境を整えることが必要です。



■要介護認定者数の推移

	40 歳～64 歳の人口（人）		65 歳以上の人口（人）		
		うち認定者数		うち認定者数	認定率（％）
平成 28 年度 (2016)	12, 106	47	10, 780	1, 619	15. 0
平成 29 年度 (2017)	11, 877	45	10, 959	1, 678	15. 3
平成 30 年度 (2018)	11, 666	47	11, 115	1, 687	15. 2
令和元年度 (2019)	11, 430	43	11, 251	1, 696	15. 1
令和 2 年度 (2020)	11, 209	39	11, 402	1, 720	15. 1

資料：高齢介護課（認定者数・認定率）・市民課（人口）（各年度 4 月 1 日現在）

施策の方向

1. 高齢者の地域生活支援の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現のため、多様なニーズに対応する介護サービスの充実や在宅医療との連携体制の確立を図ります。
- 地域での見守りなどの支援体制の創出及び市民ボランティア団体などの担い手の育成を推進し、多様で総合的なサービスの提供に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者に対しては、民生委員児童委員の協力を得ながら、見守りサービスや緊急通報システムの充実を図ります。
- 要介護状態になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険制度の健全な運用とサービスの質的向上に向けて、介護サービスの充実と給付の適正化に努めます。

2. 高齢者の生きがいがづくり

- 高齢者の就労を通じた生きがいがづくりを支援するため、シルバー人材センターの活動を支援します。
- 老人クラブ活動や生涯学習などの地域における高齢者の自主的な活動の育成に努め、高齢者が地域で幅広く社会活動に参加し、心豊かに生き生きと暮らせる社会を目指します。

3. 介護予防の推進・認知症への対策

- 高齢者が日常生活の中で継続的に参加できる介護予防活動の普及を図り、介護・医療・予防が一体となった介護予防サービスの充実努めます。
- 介護予防の支援を必要とする人の把握、サービス提供体制の構築に努めます。
- 認知症高齢者の早期把握と介護サービスの充実を図り、認知症高齢者の支援を推進します。
- 市民に対して認知症の理解を深めるため、認知症サポーター※を養成し、認知症高齢者と家族を見守る地域の支援体制づくりを積極的に推進します。
- 高齢者見守りネットワーク事業（徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業）などの高齢者見守り体制の構築に努めます。

※ 認知症サポーター：地域の認知症患者やその家族を温かく見守り支援する応援者。認知症サポーター養成講座の受講・修了により、その証としてオレンジリングが付与される。

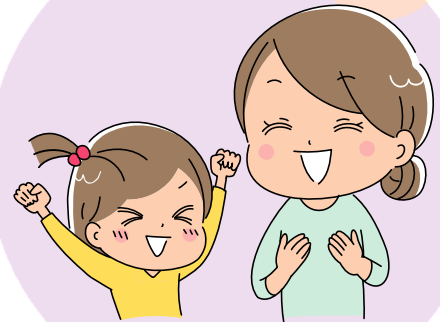
成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
要介護（要支援）認定率	15.1%	15.5%以下
地域包括支援センター総合相談 延べ相談件数	6,157 件	6,300 件
シルバー人材センター就業実人数 （就業率）	306 人（90.5%）	360 人（92.0%）
高齢者見守りネットワーク協力事業所数	179 事業所	200 事業所
生活支援サポーター登録者数	150 人	200 人
移動支援を実施している地区社協数	2 地区社協	3 地区社協



1-6 母子・父子福祉の充実 ●●●●●

基本方針

母子・父子世帯のニーズの実態把握に努め、自立した生活を営めるよう、国・県の制度に基づく各支援策を実施するとともに、精神的・経済的な安定に向けたきめ細やかな母子・父子福祉の充実に努めます。



現 状

- ひとり親家庭（児童扶養手当受給資格者）は、令和3（2021）年4月現在、母子家庭は189世帯、父子家庭は10世帯で、近年は減少しつつあります。
- 仕事と育児の両立において、ひとり親家庭は家事や育児を1人で担わざるを得ないため、一般家庭以上に就労可能な時間への制約が生じ、正規雇用の就労機会を得る妨げとなり、非正規雇用者である場合が多くなっています。
- 経済的に不安定な状況に置かれているひとり親家庭に対しては、技術習得などの就労支援や母子父子寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援の制度が整備されています。

課 題

- ひとり親家庭の生活は、家事や育児、就労すべてのことを1人で対応せざるを得ないため、育児について一般家庭以上に支援が必要です。
- 父子家庭の場合は、母親たちの子育てネットワークとの接点が少ない傾向にあり、子育ての情報を入手しづらいことから多くの悩みを抱えており、適切な相談や指導の充実が求められています。
- 子どもの福祉の観点からも、ひとり親家庭の生活、就職、児童の教育、就学のあらゆる相談を気軽にできる体制の充実が重要です。
- 自立支援員によるひとり親家庭への相談支援を充実し、的確な支援につなげていくことが重要です。

■ひとり親家庭（児童扶養手当受給資格者）の推移



資料：社会福祉課

■ひとり親家庭の相談件数の推移

単位：回

	生活一般	児童	経済的支援 生活擁護	その他	計
平成 28 (2016) 年度	82	4	28	0	114
平成 29 (2017) 年度	60	10	64	0	134
平成 30 (2018) 年度	69	10	46	0	125
令和元 (2019) 年度	29	0	63	0	92
令和 2 (2020) 年度	28	2	56	0	86

資料：社会福祉課

施策の方向

1. ひとり親家庭の生活支援

- ひとり親家庭の家庭環境や経済状況の把握に努め、子育ての生活を安定させるため、児童扶養手当の適切な支給を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度の周知と相談支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉増進を目指します。
- 保護などの必要がある場合には、母子生活支援施設への入所措置を勧め、母子が自立して生活できるよう支援します。
- ひとり親家庭の医療費の助成により、経済的負担の軽減を行います。

2. ひとり親の就労支援

- 経済的に不安定なひとり親の経済的自立に向け、ひとり親の就労に結びつく能力開発の取組みを支援する母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、ひとり親家庭の親へ資格取得を容易にするために生活の負担の軽減及び安定を支援する高等職業訓練促進給付金の支援制度の周知や活用を図ります。
- ハローワークなどと連携し、就職情報の提供体制を充実し、ひとり親の就労を支援します。



3. 相談・指導の充実

- 母子・父子自立支援員が相談に応じる、ひとり親家庭相談窓口の周知を図ります。
- 家事や育児、就労に関することや、利用できる制度についての相談や援助を行います。
- 母子・父子の親子関係や児童の養育、家庭紛争、結婚、離婚などの身の上相談や、配偶者からの暴力などのDV被害に関する相談など、ひとり親の精神的な支えとなるよう相談窓口の充実に努めます。
- ひとり親や子育てに困難を抱える家庭に対し、地域と連携した支援に取り組みます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
母子・父子自立支援相談指導解決率	94.0%	94.0%

1-7 地域福祉の推進 ●●●●●

基本方針

市民が地域でつながりをもちながら生活できるよう、市民と行政が協働し、自助・共助・公助の視点による福祉意識、ボランティア意識の啓発や地域福祉活動体制の確立を推進します。



現 状

- 人口減少や高齢化、核家族化などによる家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化しています。
- ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族、外国人世帯など、様々な不安や不自由さをもちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するために、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進委員、ボランティア団体などが訪問活動を行っています。
- 経済的困窮のみならず、様々な問題を抱える世帯に対して生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施することで早期の問題解決に取り組んでいます。

課 題

- 高齢者や障がい者をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人も、すべての市民が住み慣れた地域で人権が尊重され、自立を基本として心豊かに安心して暮らし続けるには、地域の助け合いが不可欠であり、その実践が求められています。
- 一人ひとりの努力（自助）、市民の相互扶助（共助）、公的支援（公助）の連携によって、地域の福祉課題を解決していくことが必要です。
- 近年の社会・経済情勢の不安定さから増加が懸念される貧困や、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、配偶者に対する暴力（DV）などの外部からは見えにくい家庭内の問題に対応する地域福祉の充実が求められています。
- より一層、市民による地域の中での見守り活動を促進する必要があると、市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりが必要です。
- 自ら助けを求めない潜在的な生活困窮者の支援を実施するために、民生委員児童委員などの関係団体とのさらなる連携の強化を図る必要があります。



■生活困窮者自立支援事業の相談件数



資料：社会福祉課

施策の方向

1. 地域福祉の仕組みづくり

- 地域の身近な課題を市民参加により地域で助け合って解決していくために、民生委員児童委員などの団体の支援や、住んでいる地域の近隣助け合いネットワークなどの育成・支援を図り、地区社会福祉協議会などの地域における福祉の仕組みづくりを推進します。
- 地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会の育成・支援を行い、機能強化を図ります。

2. 地域福祉の意識啓発とボランティアの育成

- 学校教育、社会教育、家庭教育などの中での福祉教育の推進や、積極的な福祉広報活動に取り組み、市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。
- ボランティアセンターを通じて、意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めます。
- ボランティア活動の立ち上げや利用者への情報発信などの支援を行い、地域福祉を推進する体制の整備を図ります。

3. 地域での相談・支援体制の充実

- 家庭や地域の中で、誰もが安心して暮らせるように福祉サービスの拡充や情報提供及び相談体制の充実に努めます。
- 災害時における避難行動要支援者への支援体制づくりに積極的に取り組みます。
- 平常時からひとり暮らし高齢者や障がいのある人などへの見守りや支援を行います。
- 国が示す重層的支援体制整備事業※の実施に向け、体制の整備に取り組みます。

4. 生活困窮者支援の充実

- 民生委員児童委員などと連携し、生活困窮者の把握に努めます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施します。
- 生活保護に至る前の段階で経済的自立、社会的自立を目指す生活困窮者の支援に努めます。
- 生活困窮者が生活保護を要する状況となる場合もあるため、生活保護制度との連携強化に努めます。

※ 重層的支援体制整備事業：要介護者、障害者、子ども、生活困窮者などを対象とした既存福祉事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援や環境づくりを一体的かつ重層的に整備する事業。

成果指標	現状値 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
近隣助け合いネットワーク相談件数	1,021 件	1,600 件
ボランティア登録団体数	72 団体	77 団体
生活困窮者自立支援事業相談件数	130 件	150 件

1-8 社会保障制度の健全な運用 ●●●●●

基本方針

市民が安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度、低所得者への支援などの各種社会保障制度の健全かつ適正な運営を推進します。



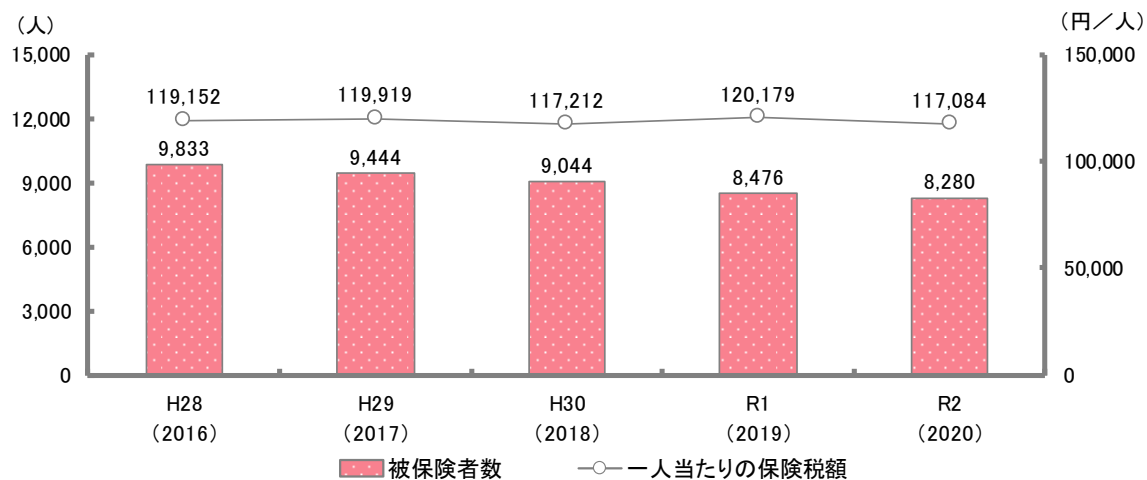
現 状

- 令和2（2020）年度、国民健康保険の被保険者数は8,280人で、市人口の約2.5割が国民健康保険に加入しています。
- 一人当たりの国民健康保険税額は、年間117,084円で、概ね横ばいで推移しています。
- 近年の被保護世帯数は微増傾向にあり、高齢者世帯の割合が高くなってきています。

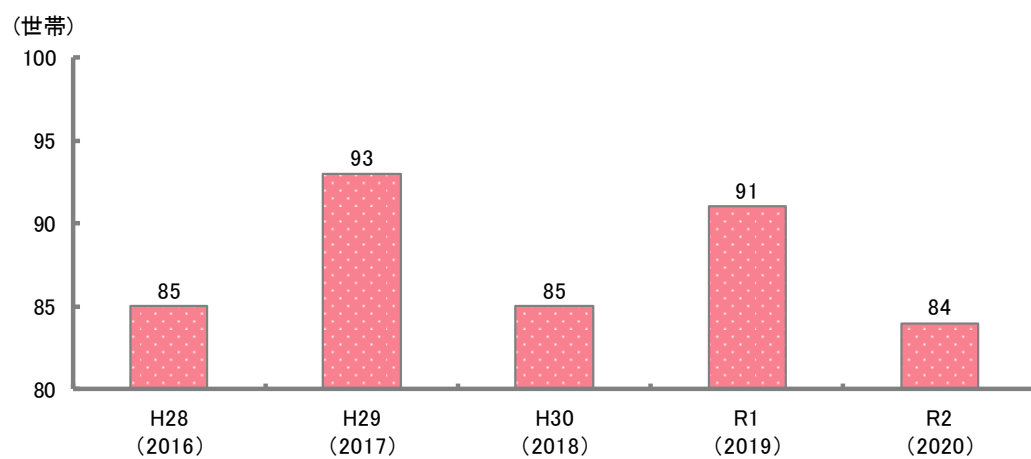
課 題

- 国民健康保険の医療費（保険給付費）は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって年々増加し、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあり、国民健康保険財政の健全化は重要な課題です。
- 将来の医療費の抑制を図るためには、特定健診の受診率の向上を図ることが必要です。
- 特定健診の結果から、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対し、実施する特定保健指導の利用率の向上を図ることが必要です。
- 近年は景気の低迷や制度に対する不信感などから、国民年金の未加入者や保険料の未納者が増加しており、制度の周知などの啓発を図り、加入や納付を積極的に促していく必要があります。
- 高齢者（65歳以上）人口は令和7（2025）年頃に、後期高齢者（75歳以上）人口は令和12（2030）年頃にピークを迎えると推計され、介護保険サービスを利用される方もそれに伴い増加し、介護保険サービス給付費の増加が懸念されます。
- 生活保護受給者の自立助長を促すため、就労支援など個々への適切な支援を行っていくことが必要です。

■ 国民健康保険被保険者数と一人当たりの保険税額の推移



■ 生活保護世帯の推移





施策の方向

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運用

- 市民の健康保持や増進に大きな役割を果たす国民健康保険において、被保険者資格の適正な管理に努めます。
- 疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額医療費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。
- 被保険者の健康を維持するため、特定健診や特定保健指導を実施し、生活習慣病などの予防を促進します。
- 医療費適正化のため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用の促進、重複・頻回受診を防止するための定期的なレセプト（診療報酬明細書）の点検を行います。
- 糖尿病性腎症重症化予防に取り組み、医療費増加の抑制に努めます。
- 負担の平準化を図るため、給付に見合った保険税率の見直しを行い、適正な賦課に努めます。
- 保険税の徴収を強化し収納率の向上を図り、国民健康保険財政の健全化に努めます。
- 後期高齢者医療制度においては、ぎふ・すこやか健診などを実施し、また後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、医療費の抑制を図ります。
- 後期高齢者医療制度において、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務を円滑に実施します。

2. 国民年金制度の周知

- 日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

3. 生活保護制度の適正実施

- 生活保護受給者に対し、被保護者の資産や能力、扶養義務者からの援助や他法他施策の活用、就労支援などにより自立した生活ができるよう支援し、生活保護制度を適正に実施します。
- 経済的自立が容易でない高齢者などについても社会とのつながりをもつことができるよう、社会的自立に向けた支援に努めます。
- 生活保護に至る前の段階の生活困窮者を支援する生活困窮者自立支援制度との連携強化に努めます。

4. 介護保険制度の健全な運用

- 介護保険サービスの適正な給付や、ケアマネジメントならびに介護予防事業の充実を図り、介護保険事業の健全な運営に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
ジェネリック医薬品利用率	74.3%	80.0%
国民健康保険一人当たりの診療費	394,245 円	333,212 円
介護保険一人当たりの介護給付費	23,503 円	25,000 円